

紀宝町太陽光発電設備等設置費補助金 Q&A (申請者用)

Q 1 いつ設置した(設置する)太陽光発電設備が対象となるか

○町が交付決定した日以降に設置事業に着手した太陽光発電設備が対象となります。一般的に着手日は、太陽光発電設備設置に関する工事等の契約をした日となります。

Q 2 補助金交付決定後の契約・発注でないと申請不可か

○環境省の原則を適用して補助の対象は交付決定後とします。

Q 3 既設住宅への設置は対象となるか

○対象となります。

Q 4 別荘への設置は対象となるか

○「自ら居住する住宅」の敷地外であれば、対象となりません。

Q 5 カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となるか

○「自ら居住する住宅」の敷地内に設置するものであれば対象となります。ただし、発電した電力量の30%以上を住宅の敷地内で自家消費しなければなりません。

Q 6 野立ての太陽光発電設備は対象となるか

○対象外となります。

Q 7 居住実態はどのように確認すれば良いか

○原則として住民票で確認を行います。

要件として、以下のことを求めています。

- ・申請者は補助対象設備を設置する住宅の所有者であること。
- ・申請者自身がその住宅に居住していること。

Q 8 将来の住民を対象とすることはできるか

○実績報告時に住民であることが確認できる場合は対象となります。

【注】将来の住民＝申請時に町外にお住まいで、住宅の新築に合わせて太陽光発電設備等を設置し、転入される方。

Q 9 建売住宅への設置は対象となるか

○対象要件が「自ら所有し居住する住宅の屋根に設置」となっているため、申請者が建売住宅を購入し、居住後に申請可能となります。※建売住宅販売者は申請者となりません。

Q10 増設または買替の場合も対象となるか

○対象外です。

Q11 母屋（親が居住）と離れ（子が居住）にそれぞれ補助ができるか

○1つの住宅に1回の補助金としてください。

○母屋と表現されている建築物と離れと表現している建築物が、用途上不可分である場合は、1つの住宅と判断し、どちらか1回の補助となります。

○なお、1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合も多く、この場合はそれぞれ1つの住宅として扱い、それぞれに補助可能です。

※建築確認申請の書類が判断の参考となります（土地の分割をしたうえで、新しい方の住宅を建築しているケースが多いと推察します）。

Q12 併用住宅へ設置する設備も補助可能か

○対象となるケースもあると考えます。

【例】以下の全ての条件を満たす場合（太陽光発電設備7万円/kWの補助）

- ・併用住宅の屋根に住民の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置
- ・発電した電力の30%以上を家庭用の電力として自家消費
- ・残りの電力を店舗で消費（又は電力会社へ売電等）

【注】「住民」への補助としているので、「事業者（店舗等）が負担した費用」については補助対象外となります。

Q13 共同住宅へ設置する設備も補助可能か

○限定的ですが、補助可能なケースがあると考えます。

【例】大家さんが共同住宅の1室に居住し、設置した設備で発電した電力の30%以上を自らの居室で消費する場合。

Q14 15.5万円/kWhを超える蓄電池は対象となるか

○条件付きで対象となります。

○令和7年3月10日付けで国の要領が改正され、別紙2の2.交付対象事業の内容の(イ)交付要件dが「15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）価格以下の蓄電システムであること。」から「12.5万円/kWh以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。」に改正され、15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以上の蓄電システムも条件を満たせば補助の対象に認められるようになりました。

○その条件とは、複数者から見積りを取得する、または複数の販売事業者に対して12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となる蓄電システムの調達可否の確認を行い、この確認を行ったことが分かる書類を提出することです。

○蓄電システムの販売業者については、以下の検索フォームをご活用ください。

<https://dr-battery.sii.or.jp/r6h/agent-search/>

○なお、交付率の上限 15.5 万円/kWh を超えているため、交付率は $15.5 \text{ 万円/kWh} \times 1 / 3$ を適用します。

Q15 蓄電池の価格に間接工事費は含まれるか

○含まれます。

Q16 「契約」＝事業の開始と判断すれば良いか

○一般的には、太陽光発電設備等設置に関する工事の契約をした日が事業の開始日（着手）となります。

※太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する場合も、契約日が事業着手となります。

Q17 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いか

○設置者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが済んだ時点をもって事業の完了とみなします。

○また、原則として売電契約が締結され、系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。なお、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

Q18 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の処理方法は

○小数点以下を切捨て処理してください。

Q19 太陽光発電設備の能力がパネルとパワーコンで異なる場合は

○パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの低いほうの数値となります。

○「パネル（モジュール）のみ」又は「パワーコンディショナーのみ」設置をする場合は補助の対象外です。

【例】過積載を目的としてパネルのみ増設

【例】故障により、どちらか一方のみ買替え

Q20 価格が 72.5 万円（5 kWh）の蓄電池の補助額の計算は

○ $72.5 \text{ 万円} \div 5 \text{ kWh} = 14.5 \text{ 万円/kWh}$ （交付率上限 15.5 万円/kWh 以下）

$72.5 \text{ 万円} \times 1 / 3 = 24.166666 \dots \Rightarrow 24.1 \text{ 万円}$ となります。

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q21 価格が 185 万円（12kWh）の蓄電池の補助額の計算は

○ $185 \text{ 万円} \div 12 \text{ kWh} = 15.4 \text{ 万円/kWh}$ (交付率上限 15.5 万円/kWh 以下)

$185 \text{ 万円} \times 1 / 3 \times 10 \text{ kWh} / 12 \text{ kWh} = 51.38 \dots \Rightarrow 51.3 \text{ 万円}$ となります

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q22 FIT を利用していないことの確認方法は

○売電をする場合は、実績報告時に「売(買)電契約書(特定契約書)の写し」を提出していただき、FITの有無の確認をします。また、誓約書において、FIT制度またはFIP制度の認定を取得しないことを誓約いただきます。

Q23 自家消費が3割以上の条件はどのように確認しますか

○申請時に提出をいただく「電力の消費量計画書」により確認します。また、事業完了日の属する年度の翌年度から3年間は、「紀宝町太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書」を提出いただき、自家消費割合を確認します。

Q24 国・県等の他の補助金等と併用することは認められるか

○他の法律又は予算制度に基づき、国・県等他の補助金等を受けている場合は、同一の交付対象設備に対して補助を併用することはできません。

Q25 太陽光の国の補助金を受けている者に、蓄電池のみ補助対象とすることは可能か

○国の交付要件では、蓄電池は同要件の太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であることと記載されていますので、蓄電池のみが補助対象となることはありません。

Q26 国の他の補助金等との併用確認はどのように行うか

○誓約書の署名で確認することとします。

Q27 現場確認を行う必要はあるか

○補助金の交付決定前及び交付確定前に必要に応じて実施します。

Q28 FITと比較して金銭的に有利となる住民はどのような者か

○設備設置費、発電量(日照時間)、自家消費量、売電単価、借入状況等、様々な要因があるため、申請者自身で個別に試算してください。設備の販売店等にご相談ください。

○なお、一般的には以下のような方は、本補助金のメリットが高いと考えます。

・売電量が少ない方

→自家消費量が多い(蓄電池設置等)、発電量が比較的少ない

・借入金により設備を設置し、初期投資の一部を早期回収したい方

→借入額が多い、借入金利が高い

Q29 実績報告書に保証書を添付する理由は何か

- メーカー保証書により、設備の仕様を満たしていること、及び中古設備でないことを確認するためです。

Q30 蓄電池の「商用化・導入実績」はどのように確認するのか

- ホームページやカタログなどで、市場で販売されていることを確認することにより「商用化され導入実績があるもの」と判断いたします。

Q31 ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格とすべきか

- ハイブリッド蓄電池は太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったもので、蓄電池として販売されているため、パワコンも蓄電池の価格とみなしてください。
- 電気自動車と連携し、太陽光発電、蓄電池、電気自動車の3つの電源を制御する多機能パワコンについても蓄電池の価格とみなしてください。ただし、V2Hユニットについては対象外となります。

Q32 10kWを超える太陽光発電設備を設置する場合に必要な自家消費は

- 補助に相当する発電（10kW）量の30%を自家消費する必要があります。

【例】12kWの発電設備を設置する場合

→発電量×10kW/12kW×30%以上の電力を自家消費する

Q33 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象とできるか

- 蓄電池は国等から別の補助金を受け、太陽光発電設備は国等の補助金を受けていない場合は、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

Q34 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのか

- 補助金算定の際は原則としてカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。
- 定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量（Ah）、単電池の公称電圧（V）および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値（Ah・V=Wh）（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。
 - ・メーカー等に問い合わせる等して得た定格容量の数値がある場合は、その値を使っていただいで構いません。

Q35 リチウムイオン蓄電池のJIS対応の確認が困難なものはどうすれば良いか

- 国要領に定めのある、リチウムイオン電池の交付要件 j (a) 及び k (a) に記載のある JIS 準拠の条件について確認が困難な場合は、一般社団法人環境共生イニシアチブ (SII) にて認証を受けている蓄電池については安全基準が担保できるもの (交付要件を満たすもの) と判断します。

Q36 太陽光発電設備の価格が7万円/kWを下回るものはどう扱うのか

- 実際の価格 (工事費込み・税抜き) が補助金額となります。

Q37 ポータブル蓄電池は補助対象となるか

- 定置用であることが補助対象設備の条件としています。また、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であることが条件であるため、系統連系タイプであることが必要です。(供給先が100VコンセントやUSBのみでないこと)。

Q38 自家消費割合の報告は必須事項か

- 当該報告を実施する目的について、補助対象設備を補助金交付後も適切に管理・運用していくことや発電量の30%以上を自家消費すること等が条件となっているため、発電実績CO₂等を求めるものです。また、補助金受給後にFIT、FIPを取得していないかを確認するためにも提出していただくものです。そのほかにも報告していただくことで、温室効果ガス削減に寄与していることを実感していただき、脱炭素意識のさらなる向上につながるものと考えています。

以上のことより、設置後3年間の自家消費割合の報告をしていただくこととしています。